

令和4年度 津山市地域公共交通計画の策定 (継続計画)と法定協議会について

概 要

「津山市地域公共交通網形成計画」(平成29年4月策定)が、令和5年3月で満了となるため、**継続計画**として津山市の公共交通マスタープラン「津山市地域公共交通計画」を令和4年度に再策定します。

これにあたり、令和4年3月までに「**津山市地域公共交通会議**」に計画策定の「**法定協議会**」としての権能を設定し、会計・監査機能を付与します。(別紙①参照)

以上について、ご承認をお願いいたします。

前回策定との違い

- ① 策定が「**法的努力義務**」に
- ② スクールバス、福祉輸送、施設による送迎サービスなどを含めた**輸送資源を総動員する取組の記載**
- ③ **定量的な目標**(利用者、収支、公的負担額等)の記載と**毎年度の評価**

その他に……

国庫補助事業(フィーダー運行補助など)の**補助申請・対象者が「法定協議会」**になり、その事業評価も「**法定協議会**」で実施することになります。

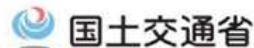
スケジュール案

- 令和4年3月 「津山市公共交通会議設置要綱」改正
法定協議会の権能を設定し、会計・監査機能を付与
- 令和4年7～8月 策定業務のプロポーザル実施
- 令和4年8月～ 計画策定開始
- 令和4年11～12月 計画素案の提示
- 令和5年2月 パブリックコメントの実施
- 令和5年3月 計画策定完了 ⇒ 国土交通大臣報告
(随時、公共交通会議、幹事会などを開催予定)

付議事項1 別紙①

【地域公共交通計画とは】

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年11月27日施行)



地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「**地域公共交通計画**」(マスタープラン)の作成
 - ・地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関係)
 - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家所有旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け**
⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
 - ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
⇒データに基づくPDCAを強化
- 地域における協議の促進
 - ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
 - ・通知を受けた**地方公共団体は**、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会**で議論し、**国に意見を提出**

地域公共交通網形成計画(H28改正)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)
まちづくりと連携した
地域公共交通ネットワークの形成の促進

地域公共交通計画(今回改正)

(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)
まちづくりと連携した
地域公共交通ネットワークの形成

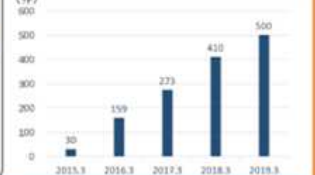
メニューの充実やPDCAの強化により、
持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

地域公共交通サービス



地域公共交通網形成計画の策定状況

現行の目標(2020年度末500件)は達成



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「**地域旅客運送サービス継続事業**」を創設
⇒従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続**を実現
- | 実施方針におけるメニュー例 |
|---------------------------------------|
| ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む) |
| ② コミュニティバスによる継続 |
| ③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続 |
| ④ タクシー(乗用事業)による継続 |
| ⑤ 自家所有旅客運送による継続 |
| ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用 |

自家所有旅客運送の実施の円滑化

- 過疎地等で市町村等が行う**自家所有旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
⇒**運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化**
 - 地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化
⇒インバウンドを含む**観光ニーズ**へも対応
- 交通事業者協力型自家所有旅客運送
- 過疎地域等の交通事業者(バス・タクシー)
- 福祉バス、スクールバス、病院・商業施設等の送迎サービスなど
- 運行管理 車両整備管理
- 住民ドライバー

貨客混載に係る手続の円滑化

- 鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「**貨客運送効率化事業**」を創設
⇒**旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進**
-

既存の公共交通サービスの改善の徹底

利用者目線による路線の改善、運賃の設定

- 【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
また、**独占禁止法のカルテル規制**に抵触するおそれから、**ダイヤ、運賃等の調整は困難**
 - 【改正案】「**地域公共交通利便増進事業**」を創設
⇒路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗車券**」(乗継割引運賃(通し運賃))等のサービス改善を促進
併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**
-

MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

- MaaSに参加する交通事業者等が策定する**新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設**
⇒交通事業者の運賃設定に係る**手続をワンストップ化**
 - MaaSのための**協議会制度を創設**
⇒参加する**幅広い関係者の協議・連携を促進**
-

交通インフラに対する支援の充実 【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**貨物の賃付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関係)
・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた**鉄道の整備**
⇒交通ネットワークを充実
・物流総合効率化法に基づく認定を受けた**物流拠点(トラックターミナル等)の整備**
⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進
-

【法定協議会(計画策定)＝地域公共交通会議、運営協議会と設定】

法定協議会

会計・監査機能

権能・権限：
地域公共交通計画の素案作成
及び実施に関し必要な協議

計画に関する主体的な会議体であり、計画
及び実施事業についての国庫補助対象者

組織

素案提示

計画策定・実施に係る補助申請・承認

市

パブリック
コメント、
策定の公表

提出

国

【法定協議会に内包】

地域公共交通会議

権能・権限：旅客自動車運送業の運賃、
運行に関する協議

主宰

協議・報告

協議証明書発行

運営協議会(有償運送)

権能・権限：自家所有有償運送に係る協議

主宰

協議・報告

協議証明書発行

ODアンケート調査の実施と 地域公共交通網形成計画の事業評価

ODアンケート調査

「津山市地域公共交通計画の基礎調査」や「津山市地域公共交通網形成計画の評価指標」の一部となるOD的アンケートを実施します。

その、アンケート案(別紙②)について、ご審議いただき、ご意見をお願いいたします。

方 式: 郵送により無作為抽出1,000世帯へ、
アンケート3部を送付

送付予定日: 令和3年10月下旬

調査対象期間: 令和3年11月10日、11日(予定)

そ の 他: 高校、大学へアンケートの協力要請予定

事業評価(案)について

「津山市地域公共交通計画」の策定にあたり、前計画「津山市地域公共交通網形成計画」(平成29年4月策定)に記載された事業についての評価・確認が必要となってまいります。

ついては、計画事業評価案(別紙③)についてご審議・ご意見をお願いいたします。

なお、一部具体的施策のうち、前述のODアンケート調査が完了していないため、評価指標が埋まっていない部分があります。

本審議後に、アンケート結果及び委員の皆様からの意見集約結果を反映したものを作成し、再度送付いたします。

付議事項2別 紙 ②

～ 津山市OD調査アンケート（案） ～

問1 あなたご自身についてお尋ねします。（記入又は選択肢に○してください）

ア) 住所	〒 - ※郵便番号か小字を記入してください	イ) 近くのバス停	1. ()バス停
	津山市()		2. 知らない
ウ) 職業	1. 学生・生徒 2. 会社員(パート・アルバイト含む) 3. 公務員・団体職員 4. 農林水産業		
	5. 自営業 6. 主婦・主夫 7. 無職 8. その他()		
エ) 性別	1. 男性 2. 女性	オ) 年齢	() 歳

問2 あなた一日（令和3年11月10日（水）午前3時から令和3年11月11日（木）午前3時までの動きについてお尋ねします。

ア) 11月10日に外出しましたか？ 1. 外出した 2. 外出しなかった ⇒ 問3 から回答へ

イ) 最初にいた場所はどこですか？ 1. 自宅 () 市・町・村 () 2. 自宅以外 () 又は付近の施設・駅・バス停など ()

ウ) 11月10日の移動の内容を教えてください

1回目 の移動	出発時刻	1. 午前 () 時 () 分 2. 午後 () 時 () 分	目的地	() 市・町・村 () 又は付近の施設・駅・バス停など ()
	到着時刻	1. 午前 () 時 () 分 2. 午後 () 時 () 分	交通手段 (表Aより)	() () () 移動目的 (表Bより) ()
2回目 の移動	出発時刻	1. 午前 () 時 () 分 2. 午後 () 時 () 分	目的地	() 市・町・村 () 又は付近の施設・駅・バス停など ()
	到着時刻	1. 午前 () 時 () 分 2. 午後 () 時 () 分	交通手段 (表Aより)	() () () 移動目的 (表Bより) ()
3回目 の移動	出発時刻	1. 午前 () 時 () 分 2. 午後 () 時 () 分	目的地	() 市・町・村 () 又は付近の施設・駅・バス停など ()
	到着時刻	1. 午前 () 時 () 分 2. 午後 () 時 () 分	交通手段 (表Aより)	() () () 移動目的 (表Bより) ()
4回目 の移動	出発時刻	1. 午前 () 時 () 分 2. 午後 () 時 () 分	目的地	() 市・町・村 () 又は付近の施設・駅・バス停など ()
	到着時刻	1. 午前 () 時 () 分 2. 午後 () 時 () 分	交通手段 (表Aより)	() () () 移動目的 (表Bより) ()
5回目 の移動	出発時刻	1. 午前 () 時 () 分 2. 午後 () 時 () 分	目的地	() 市・町・村 () 又は付近の施設・駅・バス停など ()
	到着時刻	1. 午前 () 時 () 分 2. 午後 () 時 () 分	交通手段 (表Aより)	() () () 移動目的 (表Bより) ()
6回目 の移動	出発時刻	1. 午前 () 時 () 分 2. 午後 () 時 () 分	目的地	() 市・町・村 () 又は付近の施設・駅・バス停など ()
	到着時刻	1. 午前 () 時 () 分 2. 午後 () 時 () 分	交通手段 (表Aより)	() () () 移動目的 (表Bより) ()

問2 ウの内、「交通手段」は「表A」、「移動目的」は「表B」の番号を記入してください。

表A 交通手段	1. 徒歩(車いす等含む) 2. 自転車 3. 二輪車(原付含む) 4. 自家用車(自分で運転) 5. 自家用車(送迎) 6. 医療福祉施設の送迎 7. 市営阿波バス 8. ごんごバス 9. 地域巡回バス 10. タクシー 11. 中鉄北部バス、加茂観光バス等 12. 鉄道 13. 高速バス 14. その他
表B 移動目的	1. 通勤 2. 通学 3. 家事・買物 4. 社交・娯楽 5. 通院 6. 業務・商用 7. 送迎 8. 食事 9. 習い事・塾 10. 帰宅 11. その他

～ 津山市OD調査アンケート（案） ～

問3 あなたが、普段、主に利用する施設などを記入してください。

目 的	施設の名称とその住所 (チェーン店などは「○○店」と記入)	主な交通手段 (表Aから)	外出の頻度 (表Cから)
買い物	施設名 () 住 所 ()市・町・村()	() ()	() ()
	施設名 () 住 所 ()市・町・村()	() ()	() ()
娯楽・趣味	施設名 () 住 所 ()市・町・村()	() ()	() ()
	施設名 () 住 所 ()市・町・村()	() ()	() ()
塾・習い事	施設名 () 住 所 ()市・町・村()	() ()	() ()
	施設名 () 住 所 ()市・町・村()	() ()	() ()
通院・見舞	施設名 () 住 所 ()市・町・村()	() ()	() ()
	施設名 () 住 所 ()市・町・村()	() ()	() ()

問3 の「主な交通手段」は「表A」、「外出の頻度」は「表C」の番号を記入してください。

表A 交通手段	1. 徒歩(車いす等含む) 2. 自転車 3. 二輪車(原付含む) 4. 自家用車(自分で運転) 5. 自家用車(送迎) 6. 医療福祉施設の送迎 7. 市営阿波バス 8. ごんごバス 9. 地域巡回バス 10. タクシー 11. 中鉄北部バス、加茂観光バス等 12. 鉄道 13. 高速バス 14. その他
表C 外出頻度	1. ほぼ毎日 2. 週に3～4回 3. 週に1～2回 4. 月に3～4回 5. 月に1～2回 6. 年に数回

問4 あなたの運転免許についてお尋ねします。（1つ選んで○してください）

回答欄

1. 普通自動車以上 2. バイク・原付のみ 3. 返納した 4. 持っていない

問5-1 運転免許証の返納を考えたことがありますか？

回答欄

1. ある 2. ない

問5-2 「おかやま愛カード」を知っていますか？

回答欄

1. 知っている 2. 知らない

問6-1 「おかやま愛カード」(運転免許証自主返納カード)を持っていますか？

回答欄

1. 持っている 2. 持っていない

問6-2 免許返納後の外出機会はどう変わりましたか？

回答欄

1. 減少した 2. 変わらない 3. 増えた

問7 運転免許証を返納した(しようと思った)理由を3つ選んで○して下さい。

回答欄

1. 運転技術に自信がなくなった 2. 身体が動かなくなってきた 3. 外出がおっくうになった 4. 車の所有・維持が負担 5. 他の移動手段がある 6. 家族や知人からすすめられた 7. 返納しても困らない 8. ニュースなどで見たから 9. 事故した(しそうなった)から 10. その他()

付議事項2別 紙 ②

～ 津山市OD調査アンケート（案） ～

問8 あなたは、路線バス、鉄道をどの程度利用していますか？

種類	該当する利用頻度（種類ごとに一つ○してください）
路線バス	1. ほぼ毎日 2. 一週間に3～4回 3. 一週間に1～2回 4. 一カ月に数回 5. ほとんど乗らない
	1. ほぼ毎日 2. 一週間に3～4回 3. 一週間に1～2回 4. 一カ月に数回 5. ほとんど乗らない
鉄 道	1. ほぼ毎日 2. 一週間に3～4回 3. 一週間に1～2回 4. 一カ月に数回 5. ほとんど乗らない

問9 あなたは、津山市を走る路線バスのサービスレベルをどのように感じていますか？（項目ごとに一つ○してください。）

項 目	回答欄				
	非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	非常に不満
① 1日当たりの本数	1	2	3	4	5
② 通勤・通学時間帯の運行本数	1	2	3	4	5
③ 始発時刻	1	2	3	4	5
④ 終発時刻	1	2	3	4	5
⑤ バスの乗車時間（所要時間）	1	2	3	4	5
⑥ 時刻表どおりの運行	1	2	3	4	5
⑦ バスと鉄道の乗り継ぎ	1	2	3	4	5
⑧ バスからバスへの乗り継ぎ	1	2	3	4	5
⑨ バスで行くことができる場所・範囲	1	2	3	4	5
⑩ 隣のバス停までの間隔	1	2	3	4	5
⑪ 屋根や椅子などのバス停環境	1	2	3	4	5
⑫ バス乗降口の段差	1	2	3	4	5
⑬ 運転中の揺れ、乗り心地	1	2	3	4	5
⑭ 運転手の接客態度	1	2	3	4	5
⑮ 利用者のマナー	1	2	3	4	5
⑯ 「どのバスに乗ればよいか」という情報	1	2	3	4	5
⑰ 「バスがいつ来るか」という情報	1	2	3	4	5
⑱ 運賃	1	2	3	4	5

問10 路線バスの利用者を増やすには、どうしたらいいと思いますか？

回答欄 （3つ選んで○してください）

1. 通勤・通学便の増便	2. 通院・買い物時間帯の増便	3. 最終便を遅くする	4. 所要時間の短縮
5. 時刻表に正確な運行	6. 待ち時間の短い乗り継ぎ	7. 主な施設へのバス路線延伸	8. バス停の増設
9. 快適なバス停設置	10. 乗り降りが楽なバス車両	11. 丁寧に安全な運転	12. 運賃値下げ・割引
13. 運転手の接客改善(あいさつ、言葉づかい等)		14. スマホ・PCでのバス時刻・バス停等の案内	
15. ICカード決済の導入	16. 乗り方教室などの広報活動	17. その他()	

～ 津山市OD調査アンケート（案） ～

問11 新型コロナウイルス感染症の影響により、外出機会はとなりましたか？

回答欄

1. 減った	2. 変わらなかった	3. 増えた
--------	------------	--------

問12 問11で「1.減った」と答えた方にお尋ねします。その理由は何ですか？

回答欄 （3つ選択して○してください）

1. 外出して感染することが恐いから	2. お店や施設が閉まっているから
3. ワクチン接種がまだだから	4. 外出しにくい雰囲気があるから
5. 在宅勤務(授業)になったから	6. 外出をあまりしない生活に慣れたから
7. 収入が減ったから	8. 自家用車などの他人と共有しない移動手段がないから
9. その他()	

問13 あなたは、今後の津山市の公共交通はどうあるべきと思いますか？

種類	あなたの考えるあり方（種類ごとに一つ○してください）
路線バス	1. 今以上に必要 2. 現状は維持 3. 便数が減っても残す 4. 運賃が高くなっても残す 5. わからない 6. 無くなっても仕方がない 7. その他 ()
	1. 今以上に必要 2. 現状は維持 3. 便数が減っても残す 4. 運賃が高くなっても残す 5. わからない 6. 無くなっても仕方がない 7. その他 ()
鉄 道	1. 今以上に必要 2. 現状は維持 3. 便数が減っても残す 4. 運賃が高くなっても残す 5. わからない 6. 無くなっても仕方がない 7. その他 ()

問14 市は、令和2年度は公共交通に約1億4千万円の財政負担をしています。あなたは今後、どうしていくべきと思いますか？

回答欄 （一つだけ選択して○してください）

1. 積極的に利便性を高めるため、もっと市が財政負担すべきと思う
2. 財政負担がある程度増加しても、利便性を向上させるべきと思う
3. 財政負担や利便性は、現状維持すべきだと思う
4. やや利便性が低下しても、市は財政負担を一定の範囲にとどめるべきと思う
5. 利便性が低下しても、市は財政負担を削減し、他の事業に予算を充てるべきと思う
6. わからない
7. その他 ()

問15 公共交通に関するご意見、ご要望などをご記入ください。

回答欄

付議事項2 別紙③ 津山市地域公共交通網形成計画 事業評価案(R3.9時点)

施策の目標一覧(評価:○「目標達成」△「目標には達していないが、実施あるいは着手」×「未実施あるいは着手困難」)

基本方針	分類	主な具体的施策	項目	No.	現況		目標		把握方法		評価				備考	
					年次	数値等	年次	数値等	把握主体	方法	評価	年次	数値			効果
みんなに「やさしい」「持続可能」な公共交通	交通弱者、交通不便地域	住民主導による「小型乗合交通」の導入(セダン型orワゴン型)	小型乗合交通の実施	1-1	H28	1路線	H33	3路線	津山市	報告	△	R3.9時点	2路線(阿波交通空白地有償運送、福田地区グループタクシー社会実験)	検証実施継続中	新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、効果が正 当に反映されるか不明	
	高齢者(免許返納)	特典の紹介・利用促進の継続的な広報 高齢者を想定したサービスの向上	75歳以上の外出率	1-2	H28	64%	H33	80%	津山市	アンケート調査		R3.11 予定			R3年度のODアンケート調査にて実施予定	
	供給から見た公共交通	イベント等での市内事業者の優先利用(路線、貸切)とその呼びかけ	イベント時の情報提供	1-3	随時実施				津山市 交通事業者	報告	○	R3.9時点	H29年度1回 H30年度2回 H31年度2回	・数値的效果は不明 ・イベント主催者によるバス 利用の呼びかけは定着	図書館まつり、ガレージセールなどで実施。 R2年度は感染症の影響により未実施。	
		低収益路線見直し		1-4	随時実施						×	—	着手困難		感染症による影響のため、ほとんどのバス 路線が低収益に	
		2種免許取得支援	2種免許取得支援活用人数	1-5	H28	未実施	H31	累計20人	交通事業者	実績報告	○	R2.3完了	累計22人	津山圏域内バス・タクシー運転手の平均年齢低下	R3年度から制度再開中	
	子育て世代・子ども	運賃補助(妊婦・検診時等)	年代別満足度(10～40代)	1-6	未実施のため、実施後目標設定				津山市	アンケート調査	×	—	未実施		未実施のため、目標設定できず	
		乗り方教室、校外学習での積極利用	乗り方教室開催、校外学習での路線バス利用	1-7	随時実施				津山市	報告	○	R3.9時点	H31年度4回	参加者に好評で、意識付けの効果有り	R2年度は感染症の影響により未実施。	
	公共交通利便性の向上	トリガー方式によるバス停設置・移設 新規路線新設(路線バス・小型乗合交通)	バス停感覚の満足度	1-8	H28	12%	H33	25%	津山市	アンケート調査		R3.11 予定			R3年度のODアンケート調査にて実施予定	
			バス停環境の満足度	1-9	H28	9%	H33	40%	津山市	アンケート調査						
		電光掲示板・バスロケ・バスマップ(紙)	電光掲示板設置箇所数	1-10	H28	2	H33	累計10	津山市	—	△	R3.9時点	累計6箇所(簡易式含めると9箇所)	利用者からの不満なし	これ以上の設置は困難。圏域にて紙バスマップ作成実施	
	公共交通利用促進	ダイヤ調整	乗継満足度(JR⇄バス)	1-11	H28	26%	H33	50%	津山市	アンケート調査		R3.11 予定			R3年度のODアンケート調査にて実施予定	
			乗継満足度(バス⇄バス)	1-13	H28	27%	H33	50%								
		車両、駅舎のバリアフリー化 バス停等の改善、運転の気配り	市民満足度調査	1-14	H27	45.7点	H33	70点以上	津山市	アンケート調査	△	R2.6実施	47.6点	微増	ごんごバスの車両更新実施。JR津山駅バリアフリー工事中。	
		バスマップ配布		1-15	再編が進んだ時点で作成配布				津山市	—	△	R3.9時点	定住自立圏事業として実施	利用増加効果は不明		
		モビリティマネジメント (公共交通網の必要性、使い分け等)		1-16	機会を捉え随時実施				津山市	—	×	—	未実施			
		「公共交通利用の日」の設定・実行	公共交通利用の日のバス利用者数	1-17	H28	未実施	H33	通常の5%増	交通事業者	報告	△	R3.9時点	H29年度実施	効果測定できず		
		企業・施設の案内(HP、パンフ、チラシ等)での公共交通アクセスの記載推奨		1-18	機会を捉え啓発を随時実施				津山市	—	○	R3.9時点	随時実施済み	数値的效果は不明	企業向けバスダイヤ表送付、観光案内所等	
		ごんご小循環線の再構築	再編後のごんご小循環線利用者数	1-19	再編後設定				交通事業者	—	×	—	未実施		再編は未実施だが、観光路線として運行実験をR3.3～4に実施	
	バス路線の再編・交通モードの検証	住民主導によるバス停移設・新設・維持 管理(トリガー方式による)	実施箇所数	1-20	H28	未実施	H33	累計10箇所	津山市	—	×	—	未実施			
		ダイヤ調整、バリアフリー化、情報提供の充実	津山駅北口の満足度	1-21	H28	未実施	R2	実施	津山市	アンケート調査	○	R2.3	60.3%が「満足」「少し満足」と回答 していない110%「不満足」4.7%		駅バリアフリー化はJRがR3年度から着手	
	「まちづくり」と一緒に考える公共交通	中心部等での公共交通の充実	拠点施設周辺へのバス停設置・情報提供充実	バス停環境の満足度	2-1	H28	9%	H33	40%	津山市	アンケート調査		R3.11 予定			R3年度のODアンケート調査にて実施予定
バス路線の新設・経由			新設・経由を変更した路線数	2-2	H28	未実施	H33	実施	交通事業者	報告	○	R3.9時点	実施(経由地変更4路線)	利便性向上	ごんご小循環線、ごんご勝北線、 ごんご西循環線、勝間田線	
バス停の新設			新設バス停数	2-3	H28	未実施	H33	実施	交通事業者	報告	○	R3.9時点	実施(新設2箇所)	利便性向上	ごんご加茂線、ごんご勝北線	
周辺部での拠点と中心部との連携の維持・充実		ダイヤ調整・バス停の移設・新設・収益率の極めて低いバス路線の見直し		1-4	随時実施				交通事業者	実績報告	○	R3.9時点	実施(毎年ダイヤ調整実施)	利便性向上	毎年ダイヤ調整は実施	
		フリッジパーキングの整備検討・実施		2-4	順次実施				津山市	進捗報告	×	—	未実施			
地域単位での公共交通活用参画		住民主導によるバス停移設・新設・維持 管理に向けたルール検討・構築・実施	実施箇所数	1-20	H28	未実施	H33	実施	津山市	—	×	—	未実施			
「交流」と「にぎわい」を創り出せる公共交通	魅力あるまち「津山」	観光施設への公共交通利用案内の掲載		3-1	随時実施				津山市	—	○	R3.9時点	実施	数値的效果は不明	観光案内所その他で掲載実施	
		イベント時における公共交通利便性向上・PR		1-3	随時実施				津山市		○	R3.9時点	実施	数値的效果は不明	さくらまつり等でPR実施	
	広域連携(岡山市)	津山側の2次アクセス改善	乗継満足度(JR⇄バス) 乗継満足度(バス⇄バス)	1-11 1-13	H28 H28	26% 27%	H33 H33	50% 50%	津山市	アンケート調査		R3.11 予定			R3年度のODアンケート調査にて実施予定	
	広域連携(津山圏域)	広域バス路線の利用促進	幹線バス利用者数	3-2	H28	18,400人	H33	20,000人	交通事業者	実績報告	×	—	未実施		定住自立圏内にて、利用促進施策を協議中	
		広域バス路線と地域内路線との連携	乗継満足度(バス⇄バス)	1-13	H28	27%	H33	50%	津山市	アンケート調査		R3.11 予定			R3年度のODアンケート調査にて実施予定	
	市外からの利用者	多言語による情報提供	電光掲示板設置箇所数	1-10	H28	2	H33	累計10	津山市	—	△	R3.9時点	累計6箇所(簡易式含めると9箇所)	利用者からの不満なし	言語対応は英語のみ	
		施設側での情報提供	電光掲示板設置箇所数	1-10	H28	2	H33	累計10	津山市	—	△	R3.9時点	累計6箇所(簡易式含めると9箇所)	利用者からの不満なし	言語対応は英語のみ	



津山圏域

2種免許取得支援

補助制度のお知らせ

**R3~R4
再実施!!**

津山圏域 1市5町(津山市、鏡野町、奈義町、勝央町、久米南町、美咲町)で構成する「津山圏域公共交通連絡協議会」は、地域の公共交通維持・確保のため、「津山圏域第2種免許取得支援補助金」制度を再度実施します。

新たに2種免許を取得する者に対する取得費用を負担し、継続雇用する旅客自動車運送事業者に対して、負担額の1/2(女性の場合は3/4)を補助します。
運転手不足に悩む事業者さんは、ぜひ制度をご活用ください!

【申請受付期間】

令和3年9月1日~令和5年3月31日

【申請先】

津山圏域公共交通連絡協議会 事務局(津山市産業文化部商業・交通政策課)

【補助金内容】

- ① 事業者が免許取得者に対して負担した経費の1/2
(免許取得者が女性の場合は3/4)
- ② 補助上限額 1名あたり20万円(女性の場合は30万円)
1事業者あたり延べ10人まで(年度当)



【申請の条件】

- ① 2種免許の取得者に対して経費を事業者が負担していること。
(免許取得期間は R3年4月1日~R5年3月31日)
- ② 免許取得者を1年以上雇用すること。
(雇用対象期間 R3年4月1日~R6年3月31日)
- ③ **津山圏域**(津山市・鏡野町・奈義町・勝央町・久米南町・美咲町)内に事業所・営業所を有する旅客自動車運送事業者であること。



申請先

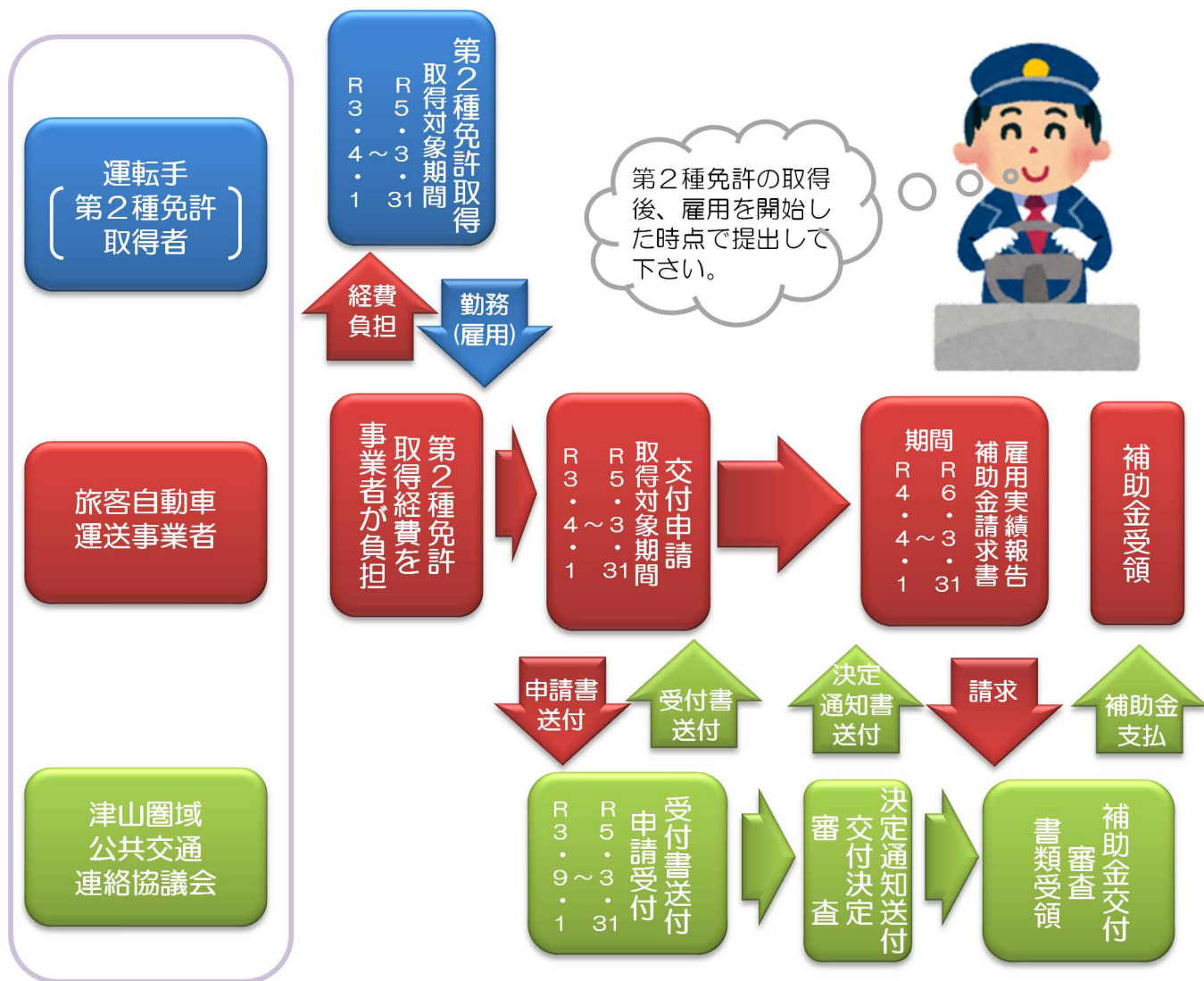
津山圏域公共交通連絡協議会(津山市商業・交通政策課) (Tel0868-32-2075)
〒708-8501 津山市山北520番地

問合せ先

鏡野町まちづくり課	(Tel0868-54-2982)
奈義町総務課	(Tel0868-36-4111)
久米南町総務課	(Tel086-728-2111)
勝央町総務部	(Tel0868-38-3111)
美咲町くらし安全課	(Tel0868-66-1112)
津山市商業・交通政策課	(Tel0868-32-2075)



～第2種免許取得 支援補助制度の流れ～



問合せ先

津山市商業・交通政策課
鏡野町まちづくり課
奈義町総務課
勝央町総務部
美咲町くらし安全課
久米南町総務課

(Tel0868-32-2075)
(Tel0868-54-2982)
(Tel0868-36-4111)
(Tel0868-38-3111)
(Tel0868-66-1112)
(Tel086-728-2111)

津山圏域 第2種免許取得支援補助金制度

目的

公共交通の運転手は、高齢化・成り手不足が加速度的に進行しています。

そのため、事業者は後継者・人員不足により、事業者廃業や路線縮小を余儀なくされています。

津山圏域(津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町)では、「津山圏域第2種免許取得支援補助金」制度を創設し、公共交通の維持確保を図るとともに、有資格者の正社員化の促進及び公共交通における女性雇用機会の増加、事業者の後継者不足の解消、津山圏域内における雇用の安定化を図ることを目的とする。

補助内容

旅客自動車運送事業者が、新たに「第2種免許」を取得する者の取得費用を(一部)負担し、かつ、その者を1年以上継続して雇用する(すでに雇用している者及び役員も可)場合に、負担額の1/2(女性の場合は3/4)を補助します。

また、取得者1人あたりの補助上限額は20万円(女性の場合は30万円)、1社あたり10人まで(年度当)の補助となります。

【例】第2種免許取得者が男性の場合



申請条件

申請には、次のような条件があります。

- ① 「第2種免許取得に係る経費を事業者が負担」していること。

ただし、免許の取得期間(該当となる免許の取得日)は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間に限ります。

- ② 「免許取得者を1年以上雇用」すること。

免許取得後、1年間の継続雇用が必須となります。(既に雇用している従業員・役員が新たに取得する場合も対象となります。)申請から1年後に「雇用実績が証明できる書類」を提出していただきます。

- ③ 津山圏域(津山市・鏡野町・奈義町・勝央町・久米南町・美咲町)に事業所・営業所を有する旅客自動車運送事業者であること。

旅客自動車運送事業者とは、「路線バス」「タクシー」「貸切バス」の事業者が対象です。貨物輸送事業者は対象となりません。

申請期間

令和3年9月1日(水) から 令和5年3月31日(金) まで

申請先

津山圏域公共交通連絡協議会 事務局(津山市産業文化部商業・交通政策課)

〒708-8501 岡山県津山市山北520 津山市役所東庁舎2階
TEL (0868)32-2075 FAX (0868)32-2154

注1) 書面でのみ受付します。E-mail、FAXでの受付はいたしません。
注2) 窓口での受付は、市役所の開庁時間に限りです。

申請書類など(①から⑩)

- ① 津山圏域第2種免許取得支援補助金 交付申請書(様式第1号) 【必須】
☞ 記入例を参考にしてください。
- ② 津山圏域を構成する自治体の市税又は町税の完納証明書 【必要に応じて】
☞ 津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町の完納証明書
ただし、課税されている自治体分のみでかまいません。
(申請日の1ヵ月前以降に発行されたもの)
- ③ 企業概要書(様式第2号) 【必須】
☞ 企業概要を記入してください。(記入例を参考)
- ④ 旅客自動車運送事業者であることを確認できるものの写し 【必須】
☞ 事業の申請許可証、免状、登記事項証明書など
登記事項証明書の場合は、申請日の3ヵ月前以降に発行されたもの。
- ⑤ 従業員数を証明する書類の写し 【必須】
☞ 雇用台帳、健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書など、
従業員の人数がわかるものの写しを添付してください。
- ⑥ 実績報告書(様式第3号) 【必須】
☞ 対象となる、新規に第2種免許を取得した者の取得方法、取得に際して企業が
負担した内容などを記載してください。(記入例を参考)
- ⑦ 運転免許証の写し 【必須】
☞ 対象となる新規に免許を取得した者の免許証の写しを添付してください。
- ⑧ 自動車教習所への支払いが証明できる書類の写し 【必須】
☞ 申請者(事業者)又は免許取得者が、自動車教習所に対して免許取得費用を支
払ったことが証明できるものを添付してください。領収書等の写しでかまいま
せん。

- ⑨ その経費を負担したことが証明できる書類の写し【必要に応じて】
 ☞ 申請者(事業者)が、免許取得経費を免許取得者へ支払ったことがわかるもの。
 教習所ではなく、直接免許取得者へ支払をした場合などに添付してください。
 例) 受領書、振込証など
- ⑩ 誓約書【必須】
 ☞ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づく誓約書です。

請求期間

申請者(雇用者)が、免許取得者を免許の取得から1年以上継続雇用することが、請求の条件となります。

条件を満たした後、「雇用実績を証明できる書類」を添付した、請求書(様式第5号)にて補助金を請求してください。

なお、申請後1年間を経過したら、申請者(事業者)に対して事務局から請求についての有無の確認連絡をいたします。

- ※ 請求条件となる1年間の間で、申請者(事業者)内で、異動・職種変更が生じてもかまいませんが、免許取得者が他社へ転職(グループ内企業を含む)した場合は、条件を満たしたことにはなりませんのでご注意ください。
- ※ 「雇用実績を証明できる書類」とは、運転手台帳、雇用台帳など、免許取得日から1年が経過した後に、作成・調整した書類のことをいいます。

その他

以下に該当するときは、「補助金の全部若しくは一部を交付しない」あるいは、「交付した補助金の全部若しくは一部の返還」を命ずる場合があります。

- ① 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっているとき
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しているとき



【小型乗合交通(グループタクシー)実証実験】実績報告

令和2年度

実施地区: 福田地区

実施期間: 令和3年2月1日～3月31日

登録件数: 8グループ 55人

利用実績: 3名15回

令和3年度

実施地区: 福田地区

実施期間: 令和3年7月30日～令和4年1月31日

登録件数: 6グループ 39人(令和3年8月末)

利用実績: 1名2回

今後の取組: 前年度の実績に比べ登録数・利用数ともに少ないことから、登録者・利用者数の増加ときめ細やかな周知のため、次の取組を予定しています。

- ①福田地区の小さなグループの活動の場(こけない体講座など)に出向き、制度の周知を行う
- ②地域包括支援センターと連携して、地域内の移動サービスを必要とする人への情報提供
- ③小地域ケア会議、住民自治協議会など、地域リーダーの集まる会議の場に参加し、周知を図る。

【公共交通アンケートの実施】

・令和3年度の新規実証実験地区を選定するため、市内2地区で地域の移動需要を調査するためのアンケートを実施

アンケート実施地区: 上高倉地区、油木地区(油木北・油木上・油木下) 令和3年7月～9月

・上高倉地区については、令和3年10月中旬から実証実験を開始する予定です。

グループタクシー利用エリア

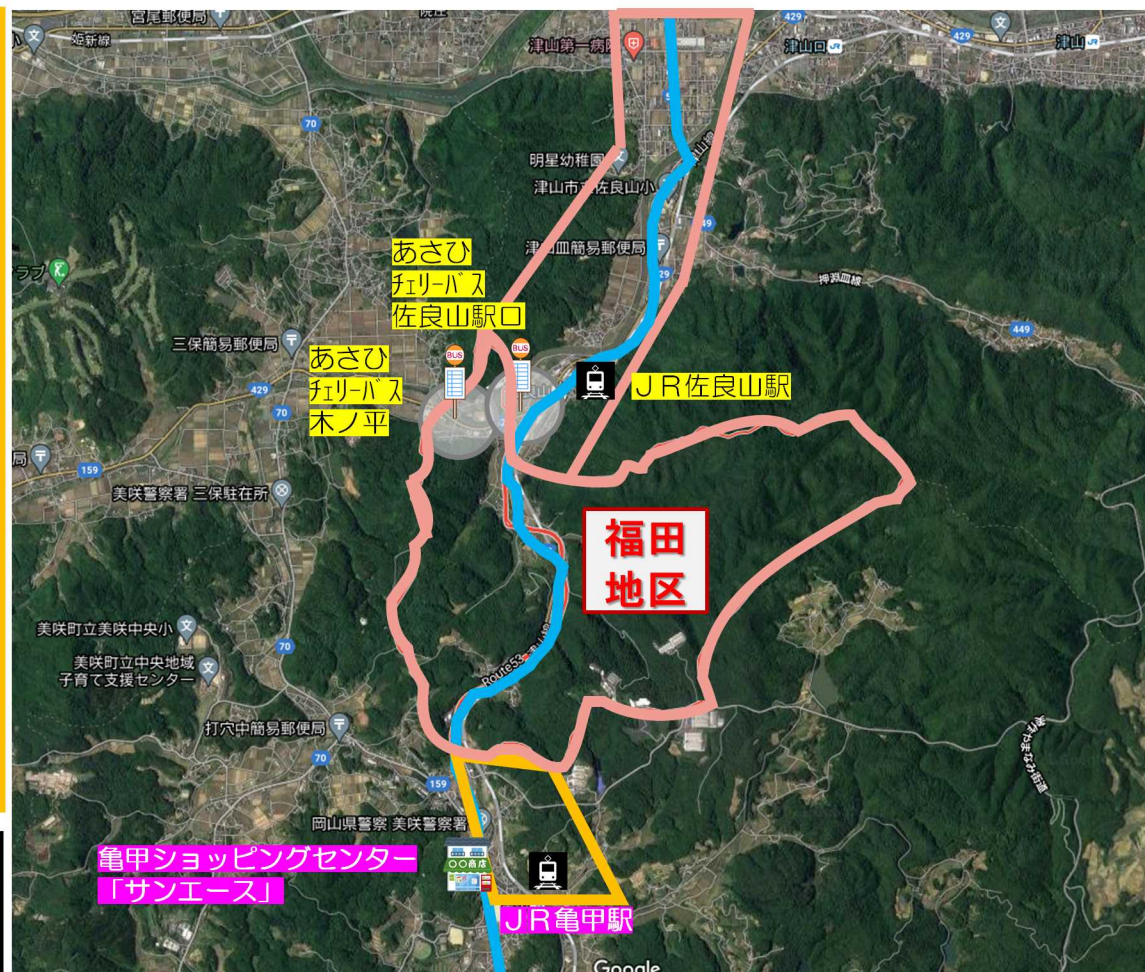
運行追加エリア

JR亀甲駅まで

(参考) 亀甲ショッピングセンター
「サンエース」



- | | | |
|---------|---------|--------|
| 既存利用エリア | 運行追加エリア | 国道53号線 |
| バス停 | JR駅 | 対象外地域 |



上高倉地区へ公共交通アンケートを実施しました。

アンケートからは、タクシー利用や家族送迎が一定数確認できました。

アンケート集計結果を町内総代会で説明し、実証実験について提案したところ、実証実験の実施を承認いただきました。

令和3年10月中旬から下記の実証実験を実施する予定です。

【対象者】

上高倉地区内に公共交通が通っていないため、町内全域が対象地域となります。

【グループタクシー利用エリア】

右記グループタクシー利用エリアを参照してください。

指定エリア：アンケート結果から、地域の利用が多い地区
(上高倉、下高倉西、下高倉東、高野山西、高野本郷、押入、河辺、川崎)

エリア外指定施設：アンケート結果から、指定エリア外で利用の多い病院・商業施設などの施設

(多胡クリニック、コスモス野村店、成名郵便局、小畑醫院、古賀眼科、中尾内科クリニック、ラ・ムー)

【利用券】

1人につき 1枚300円の50枚綴りを1冊

【実証実験期間】

令和3年10月中旬から令和4年1月31日まで



津山市公共交通等運行継続支援助成金

公共交通は、緊急事態措置に伴う不要不急の外出・移動の自粛等により大きな影響を受ける中でも、市民のライフラインとして運行・営業継続が求められています。

津山市では、緊急事態措置により大きな影響を受けた市内のバス・タクシー事業者の皆さんにこれまでと変わらず運行を継続していただくため、助成金を交付します。

① 対象

市内に本社又は営業所を有する「旅客自動車運送事業者」

(バス事業者、タクシー事業者(※福祉限定タクシー事業者を除く))



② 要件

- (1) 市内に本社又は営業所を有するバス事業者及びタクシー事業者
- (2) 公共交通事業を引き続き継続する意思がある者
- (3) 生活交通維持のため、津山市その他関係団体の要請に応じて、地域や会議等の論議に参画する意思がある者

③ 奨励額

【基礎配分額】と【台数配分額】の合計額を交付します。(ただし、上限100万円)

【基礎配分額】

- (1) 市内に本社を置き、市内の営業所の車両登録が10台以上の事業者
又は市内の路線バス事業を営んでいる事業者 … 40万円
- (2) 市内に本社を置き、市内の営業所の車両登録が10台未満の事業者 … 20万円
- (3) 市内に営業所を置き、市内の営業所に車両登録がある事業者 … 10万円

【台数配分額】

- (1) 登録しているバス1台につき … 3万円
- (2) 登録しているタクシー1台につき … 1万円

④ 申請に必要な書類

- (1) 津山市公共交通等運行継続支援助成金交付申請書
- (2) 企業概要書
- (3) 運送事業に関する許可証の写し(営業許可証等)
- (4) 登録車両一覧
- (5) 登録車両の車検証の写し

※詳細は、津山市公共交通等運行継続支援助成金ホームページをご覧ください。

⑤ 申請期限

令和3年11月30日(火曜日)まで



⑥ 申請先・問い合わせ先

津山市役所産業文化部商業・交通政策課 公共交通担当
〒708-8501 津山市山北520(東庁舎2階) TEL(0868) 32-2075
※受付・問い合わせは、平日の開庁時間(8:30~17:15)です。

